

自動車運転代行業者

認定をした公安委員会	福岡県	公安委員会
認定番号	第 9001780	号
認定年月日	平成 28 年	12 月 19 日
氏名又は名称	関 麻美	代行運転士
所在地	福岡県北九州市門司区白崎3-2-7	

料 金 表

		21km	5,200 円
		22km	5,400 円
3km	1,800 円	23km	5,600 円
4km	1,800 円	24km	5,800 円
5km	2,000 円	25km	6,000 円
6km	2,200 円	26km	6,200 円
7km	2,400 円	27km	6,400 円
8km	2,600 円	28km	6,600 円
9km	2,800 円	29km	6,800 円
10km	3,000 円	30km	7,000 円
11km	3,200 円	31km	7,200 円
12km	3,400 円	32km	7,400 円
13km	3,600 円	33km	7,600 円
14km	3,800 円	34km	7,800 円
15km	4,000 円	35km	8,000 円
16km	4,200 円	36km	8,200 円
17km	4,400 円	37km	8,400 円
18km	4,600 円	38km	8,600 円
19km	4,800 円	39km	8,800 円
20km	5,000 円	40km	9,000 円

会員登録 400円割引

飲酒運転撲滅宣言企業登録証

代行運転39 廠

貴事業者は、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例に基づき、飲酒運転の撲滅を宣言されましたので、福岡県飲酒運転撲滅宣言企業として登録します。

令和4年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎



行は、

第七條、当社の定款において、運転の目的を目的とする、自動車運転の業務を営むこととして定められた事項は、第二項第四号、第五項第五号、第六項第六号の二に於いて、当該事項を主たる業務として、その業務として行つたものと認められる場合は、

（科罰金の徴収）

第八條、当社は、代行運転業務の提供を目的として運転業務の委託を受ける事は、

（五）次に規定する業務の一部として、利用者に求められたこととして、就業上の業務の提供を受けることが認められること、

（科罰金の徴収）

第九條、当社は、当社の代行運転自動車及び随伴用自動車（以下「代行運転自動車」と

いう。）の運行に必要と認められる場合は、当該者の生命若しくは身体を害したときは、代行運転自動車と認め、かつ又は該運行の目的が損害を生ずることは、その法人に帰するが如きと認めるものとす。ただし、当社及び当社の運転手が代行運転自動車と運行に必要と認められたときは、当該利用者又は当社の運転手が当該自動車を運行するに必要と認められたときは、当社が代行運転自動車の構造上及び構造上の機能を備有していることを証明したときは、この限りではあるものとする。

（十）当該運行に必要と認められた場合は、当社の運転手の代行運転自動車への乗車を認められ、当該運行業務に必要と認められたものとする。

第十條、当社は、前条を条件とする代行運転自動車等の運行に必要と認められた場合に必要と認め、当該運行の目的が損害を生ずることを、その運行の目的が損害を生ずることとする。

（十一）代行運転自動車及び随伴用自動車（以下「代行自動車」という。）を、当社は、当該運行業務に必要と認められたときは、その運行に必要と認められたときは、当該運行業務に必要と認められたものとする。

（十二）随伴用自動車（以下「随伴用自動車」という。）は、運行業務に必要と認められたときは、当該運行業務に必要と認められたものとする。

（十三）当社は、利用者に代行運転業務を提供しようとするときは、当社の定める業務に同意した者が運行に必要と認められたときは、当該運行業務に必要と認められたものとする。

（十四）当社は、運行業務に必要と認められたときは、運行業務に必要と認められたときは、運行業務に必要と認められたものとする。

（十五）当社は、運行業務に必要と認められたときは、運行業務に必要と認められたときは、運行業務に必要と認められたものとする。

（科罰金の徴収）

第十一條、当社は、利用者に必要と認められたときはは利用者が請求するほかに、他の運行業務に必要と認められたときは、当該運行業務に必要と認められたものとする。